

第3章

人々が助け合う、安全・安心なまち（安全・安心）

3-1 | 消防・防災体制の強化

目的と方針

東日本大震災の教訓や南海地震等の大規模地震の被害想定を踏まえ、あらゆる災害に強い安全・安心なまちづくりを進めるため、消防・防災体制の一層の強化を図ります。

現状と課題

近年の地球温暖化に伴う異常気象により、集中豪雨や高潮災害が増加しています。また、今世紀前半にも発生すると予測されている南海トラフを震源とする大規模震災の脅威が迫っています。

過去の大震災等の教訓などから、山間地域、半島部、島しょ部を有する地形的条件を持ち、高齢化や過疎化が進む本市において、避難や救助が困難になることが想定されます。したがって、災害発生時には迅速な救助救出活動を行うとともに、要援護者に対する支援のあり方を関係機関との連携を図りながら検討する必要があります。

現在、災害時の非常用備蓄物資は目標量を確保していますが、県の南海地震による被害の2次想定では本市の避難者は11,000人で、避難所外を合わせると18,400人となっています。

今後、この避難者数をもとに備蓄量を確保するかどうかが課題ですが、流通備蓄をうまく利用することも一つの手段と考えられます。

自主防災組織については、321組織が結成され、全体のカバー率は63.2%(前期基本計画策定時から結成根拠及び計算方法等が変更)となっています。自助・共助の精神に基づき、自治会単位または校区単位で活動し、情報班・避難誘導班・救出救護班等の役割分担を決め、防災訓練等を実施しています。

今後、地域防災力の向上を図るためには、自主防災組織の協力が不可欠であるため、さらなる自主防災の活動を促進することが求められています。

また、災害時の停電、有線電話の不通等の状況を考慮し、確実性の高い移動系防災行政無線の整備に取り組んでいくことが重要です。

さらに、災害発生時に迅速な消防活動ができるよう、消防団の育成強化や広域的な常備消防・救急体制の充実など、消防力の一層の強化も求められています。

また、本市では現在、防災・減災対策の拠点となる危機管理センターの整備を進めている



ほか、どのような危機が発生した場合においても、市民生活に密着した自治体としての機能を維持するため、平成25年度に「三豊市業務継続計画」を策定しました。

今後は、危機管理センターの整備を計画的に推進するとともに、「三豊市業務継続計画」に基づき、市の業務を継続するための体制整備を進めていく必要があります。

■消防団員の状況

(単位：人)

区 分	合計	団長	副団長	方面隊長	副方面隊長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
三豊市消防団	1,071	1	2	7	7	43	43	69	170	729
幹部会	17	1	2	7	7	-	-	-	-	-
高瀬方面隊	175	-	-	-	-	6	6	16	17	130
山本方面隊	153	-	-	-	-	5	5	18	18	107
三野方面隊	108	-	-	-	-	3	3	3	15	84
豊中方面隊	162	-	-	-	-	5	5	15	16	121
詫間方面隊	195	-	-	-	-	9	13	-	48	125
仁尾方面隊	94	-	-	-	-	6	7	7	21	53
財田方面隊	167	-	-	-	-	9	4	10	35	109

資料：市総務課（平成25年4月1日現在）



危機管理センター完成予想図



施策の体系

消防・防災体制の強化

- 消防団の育成強化
- 消防施設の計画的更新
- 常備消防の機能充実と連携強化
- 自主防災組織の育成強化
- 避難体制の確立と強化
- 災害時の情報収集・伝達体制の充実
- 防災士の育成
- 危機管理センターの整備
- 災害時の業務継続体制の整備
- 治山・治水対策の促進

主要施策

3-1-1 消防団の育成強化

非常備の消防機関である消防団の運営や消防団員の活動を支えるための支援、近年の就業形態の変化に応じた消防団員の確保、組織編制の見直しに努めるとともに、訓練等の実施による消防団員の資質向上を図り、消防団の育成強化に努めます。

3-1-2 消防施設の計画的更新

災害発生時に迅速な消防活動ができるよう、老朽化や能力不足等の状況に応じて消防施設や車両・移動通信設備・資機材の効率的・計画的な整備・更新を進め、非常備消防・常備消防の強化、消防水利の充実に努めます。

3-1-3 常備消防の機能充実と連携強化

市民の安全・安心の確保のために必要不可欠な常備消防について、広域的連携のもと、消防力の強化及び救急業務の充実を進めるとともに、消防団と常備消防との連携強化に努めます。



3-1-4 自主防災組織の育成強化

重点施策

隣近所で助け合う「共助」を基本とした自主防災組織の自治会単位でのさらなる組織化を促すとともに、防災知識の普及や防災訓練の実施を促進し、組織の育成強化を図ります。

3-1-5 避難体制の確立と強化

重点施策

総合防災マップや津波ハザードマップ^{※14}を作成・配布するとともに、出前講座や広報活動を推進し、「自分の身は自分で守る」という防災意識の高揚に努めます。

また、関係機関との連携のもと、災害時要援護者の避難支援体制の充実に努めるとともに、避難所開設時の資機材等を計画的に整備していきます。

3-1-6 災害時の情報収集・伝達体制の充実

重点施策

災害・危機事象の発生に対し、より迅速かつ的確な対応ができるよう、すでに市内全域に整備した防災行政無線に加え、移動系の防災行政無線の整備、情報集約機能・情報配信機能・被災者管理機能などを併せ持つ防災情報システムの整備を図ります。

3-1-7 防災士の育成

重点施策

「地域を守るのは地域の人」という考えのもと、防災士を育成し、自主防災組織と連携することで、災害により強いまちづくりにつなげていきます。

3-1-8 危機管理センターの整備

災害発生時において、速やかな初動体制の確保と被害の最小化を図るため、危機管理センターの整備を計画的に推進します。

3-1-9 災害時の業務継続体制の整備

災害等が発生し、人・物・情報・ライフライン等の資源に制約がある状況下においても、適切な業務執行を行えるよう、「三豊市業務継続計画」に基づき、業務を継続するための体制整備を行います。

※14 津波ハザードマップ…津波による被害を予測し、その被害範囲や避難所の位置等を地図上に示したもの



3-1-10 治山・治水対策の促進

災害を未然に防止するため、関係機関との連携のもと、各種ハザードマップの公表と関係者への周知を行いながら、海岸保全施設の整備、河川の改修、がけ崩れの防止など、治山・治水対策を促進します。

まちづくり指標

指標項目	単 位	平成24年度 (現況数値)	平成30年度 (目標数値)
消防団員数	人	1,065	1,091
自主防災組織率	%	63.0	73.0

市民等に期待すること

市 民	<ul style="list-style-type: none"> ○自主防災組織に参画し、活動しましょう。 ○防災訓練や出前講座等に参加し、防災知識・意識を高め、各家庭で実践しましょう。 ○各種ハザードマップ等で被害範囲や避難所の位置を確認しましょう。 ○災害発生時には、要援護者の避難支援に協力しましょう。
地域組織・ 市民団体・ 事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ○消防団は、団員の確保や資質の向上等を進め、消防力の強化に努めましょう。 ○地域において、自主防災組織を立ち上げ、防災知識の普及や防災訓練の実施を通じ、組織の強化に努めましょう。 ○地域や団体、事業者は、防災体制の整備や防災訓練の実施に努めるとともに、災害発生時には、要援護者の避難支援及び物資提供・復旧活動等に協力しましょう。



3-2 | 防犯対策の推進

目的と方針

防犯体制の強化を望む市民ニーズを踏まえ、犯罪のない安全・安心なまちづくりを進めるため、関係機関・団体との連携のもと、地域ぐるみでの防犯体制の確立・強化を進めます。

現状と課題

近年、犯罪の低年齢化、広域化が進むとともに、子どもや高齢者を狙った犯罪や、インターネット・電話を使った顔のみえない犯罪が増加しており、その手口も巧妙化しています。

本市では、警察や防犯協会等の関係機関・団体と連携し、啓発活動の推進や防犯灯の設置を行っています。

しかし、平成24年の犯罪発生件数は537件と依然として500件を超えており、また、市民アンケート調査・子どもアンケート調査の結果をみると、ともに防犯体制の強化を求める声が非常に強くなっています。

このため、今後も警察や防犯協会等との連携を一層強化しながら、市民の防犯意識の啓発や学校・自治会等の自主的な防犯活動の促進、防犯灯など防犯設備の充実を図り、地域ぐるみでの防犯体制の確立・強化を進める必要があります。

■犯罪発生件数の推移

(単位：件)

区分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
発生件数	542	480	575	542	537

資料：市総務課

施策の体系

防犯対策の推進

- 防犯体制の強化
- 防犯設備の充実



主要施策

3-2-1 防犯体制の強化

学校・自治会・事業者等による地域ぐるみの防犯活動を促進するとともに、警察や関係機関・団体との連携を強化し、犯罪抑止のための啓発活動に努めます。

3-2-2 防犯設備の充実

夜間の犯罪を未然に防止するとともに通行の安全確保を図るため、市内危険箇所へのLED防犯灯の新設や既存防犯灯の維持管理、地域組織による修繕等の情報提供を行うとともに、緊急警報装置付防犯カメラの整備を県警に働きかけるなど、犯罪被害に遭いにくいまちづくりをめざします。

まちづくり指標

指標項目	単 位	平成24年度 (現況数値)	平成30年度 (目標数値)
犯罪発生件数	件	537	475

市民等に期待すること

市 民	<ul style="list-style-type: none"> ○地域ぐるみの防犯活動に参画しましょう。 ○防犯意識を高め、家庭における身近な防犯対策を行いましょう。 ○危険箇所の情報を行政に伝えましょう。
地域組織・ 市民団体・ 事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や団体、事業者が一体となって、地域ぐるみの防犯活動を行いましょう。 ○地域や団体は、行政と連携し、犯罪抑止のための啓発活動を行いましょう。 ○地域や団体は、危険箇所の情報を行政に伝えましょう。

3-3 | 交通安全対策の推進

目的と方針

交通事故のない安全・安心なまちづくりを進めるため、関係機関・団体との連携のもと、地域ぐるみでの交通安全体制の確立・強化を進めます。

現状と課題

近年、交通事故は全国的に減少傾向にありますが、高齢者の死亡事故の割合が高く、その対策の強化が求められています。

本市では、関係機関・団体と連携し、交通安全運動や各種キャンペーンを実施し、ドライバーや通行者への注意喚起を行っているほか、学校や高齢者を対象とした交通安全教室を開催し、子どもや高齢者の交通安全意識の高揚に努めており、交通事故発生件数は減少傾向にあります。

また、高齢者の交通事故を減らすため、平成24年度から高齢者運転免許証自主返納支援事業に取り組んでいます。

交通安全施設については、地域の要望も踏まえながら、道路反射鏡や転落防止柵などの整備を進めています。

今後とも、関係機関・団体との連携のもと、市民の交通安全意識の高揚に努めるとともに、交通安全施設の整備を計画的に推進し、地域ぐるみでの交通安全体制の確立・強化を進める必要があります。

■交通事故の推移

(単位：件)

区 分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
発生件数	702	644	688	662	614
死者数	4	8	6	9	8
負傷者数	897	815	886	857	754

資料：三豊警察署・観音寺警察署



施策の体系

交通安全対策 の推進

- 交通安全意識の高揚
- 交通安全施設の整備

主要施策

3-3-1 交通安全意識の高揚

交通安全対策協議会を中心に、交通指導員、交通安全協会、交通安全母の会、交通安全運転管理者協議会などの関係機関・団体や地域組織等と密接に連携しながら、交通安全運動や各種キャンペーンを組織的かつ継続的に展開していくとともに、学校や高齢者を対象とした交通安全教室を開催し、子どもや高齢者の交通安全意識の高揚に努めます。

また、高齢者運転免許証自主返納支援事業を引き続き推進します。

3-3-2 交通安全施設の整備

市内の事故多発箇所や通学路、地域から要望のあった箇所において、公安委員会及び関係機関と連携して交通安全施設の整備について検討していきます。

まちづくり指標

指標項目	単 位	平成24年度 (現況数値)	平成30年度 (目標数値)
交通事故発生件数	件	614	500

市民等に期待すること

<p>市 民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○交通安全教室に参加し、交通安全意識を高め、交通ルールや交通マナーを守りましょう。 ○高齢者は、免許証の自主返納について検討しましょう。 ○危険箇所の情報を行政に伝えましょう。
<p>地域組織・ 市民団体・ 事業者等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や団体、事業者が一体となって、地域ぐるみの交通安全運動や各種キャンペーンを行いましょう。 ○地域や団体は、危険箇所の情報を行政に伝えましょう。



3-4 | 消費者対策の推進

目的と方針

市民の消費生活の安全・安心の確保に向け、近年の環境変化に即した消費者対策を推進します。

現状と課題

近年、規制緩和や高度情報化の進展、社会・経済のグローバル化などにより、新しい商品やサービスが出現し、消費者の利便性は大きく向上しましたが、一方で消費者トラブルは複雑・多様化し、後を絶ちません。

訪問や電話での悪質な勧誘、インターネットによる有料サイトの架空請求、振り込め詐欺など、いわゆる悪徳商法による被害が急増しているほか、多重債務者^{※15}が増加し、大きな社会問題となっています。

このため、県消費者センターなど関係機関との連携のもと、広報紙等を通じた消費者への情報提供や消費生活の相談等により、消費生活の安全・安心の確保に努める必要があります。

施策の体系

消費者対策の 推進

- 啓発・情報提供の推進
- 相談体制の充実

※15 複数の金融機関から借入れをしている人

主要施策

3-4-1 啓発・情報提供の推進

県消費者センターなど関係機関との連携のもと、広報紙やパンフレット等の活用を行い、消費者トラブルの防止の啓発と消費生活情報の提供を図るとともに、各消費者団体の活動を促進し、消費者意識の高揚と知識の向上を図ります。

3-4-2 相談体制の充実

消費に関するトラブルの未然防止と発生後の適切な対応のため、県消費者センターなど関係機関との連携を十分に行い、相談体制の充実に努めます。

まちづくり指標

指標項目	単 位	平成24年度 (現況数値)	平成30年度 (目標数値)
消費者相談件数	件	7	50

市民等に期待すること

市 民	<ul style="list-style-type: none"> ○消費者意識・知識を高め、トラブルに巻き込まれないようにしましょう。 ○トラブル発生時には、速やかに消費者相談を受け、早期解決に努めましょう。
地域組織・ 市民団体・ 事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や団体間で消費生活情報を共有しましょう。 ○地域や団体は、啓発活動や情報提供等を行い、市民の消費者意識・知識を高めましょう。

